

# 市町村消防団員退職報償金支給条例施行規則

(平成16年組合規則第15号)

(目的)

第1条 この規則は、市町村消防団員退職報償金支給条例（平成16年10月1日組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(規則で定める階級)

第2条 条例第3条の規則で定める階級は、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計がはじめて1年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級とする。

(退職報償金の請求)

第3条 熊本県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）規約第3条第7号に規定する事務を共同処理する団体（以下「加入市町村」という。）は、退職した非常勤消防団員に退職報償金を支払うことが相当であると認めた場合には、退職報償金支払請求書（別記様式第1号）、退職報償金支払請求内訳書（別記様式第2号）、個人別調書（別記様式第3号）を、組合長に提出しなければならない。

(退職報償金の支給方法)

第4条 組合長は、退職報償金の支払請求書を受領したときは、これを審査し、退職報償金を受ける資格があると認めたときは、加入市町村の長（以下「市町村長」という。）を経て、当該非常勤消防団員であった者に退職報償金を支給するものとする。

2 組合長は、請求に係る非常勤消防団員であった者に退職報償金を受ける資格がないと認めたときは、市町村長を経て、当該非常勤消防団員であった者に通知するものとする。

(委任)

第5条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は組合長がそのつど定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。